

令和元年度

中小企業のための

倒産防止のご案内

 東京都産業労働局

東京都産業労働局ホームページ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

◆事業承継・再生支援

経営環境の変化や後継者難等の理由から、廃業・事業承継等の課題を抱える中小企業、過剰な債務はあっても支援によっては再生の可能性がある中小企業を対象に、事業承継・再生・会社整理（廃業）等について、できるだけ早い段階で対策を講じられるように支援します。

お問合せ

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課

☎03(3251)7885

◆倒産防止(経営安定)特別相談

「経営安定特別相談室」(東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置)では、地域経済事情や中小企業施策等に精通している商工調停士を中心に弁護士等各分野の専門家が、売上減少、連続赤字、資金繰りの悪化など経営の変化により倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、倒産回避のための支援をしています。

お問合せ

東京商工会議所 経営安定特別相談室

☎03(3283)7742

東京都商工会連合会 経営安定特別相談室

☎042(500)3885

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。

この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア、掛金

- 5千円から20万円までの5千円刻みで、加入者が設定した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、税法上、損金(法人)又は必要経費(個人)として計上することができます。

イ、共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等の額(ただし上限は、8,000万円です。)

ウ、共済金の貸付条件

次の①～④の要件を満たすとき。

- ①加入後6か月以上を経過し、かつ6か月以上の掛金を納付している。
- ②共済契約者の直接取引先事業者が倒産した。
- ③取引先事業者の倒産により売掛金債権等(※)の回収が困難となった。
- ④倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。

(※)売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

エ、一時貸付金制度

臨時に事業資金の調達が必要となる事態が発生したときに、共済契約を解約しなくても貸付を受けられる制度です。

貸付条件 限度額：解約手当金(機構解約)の95%の範囲内
貸付期間：1年
利率：0.9%(平成31年3月31日現在)
担保・保証人：不要

お問合せ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

☎050(5541)7171

◆小規模企業向け融資 小口

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

ご利用いただける方 (①～③の全てを満たす方になります。)	①中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
融資限度額	2,000万円
融資期間	運転資金 7年以内(据置期間6か月以内を含む。) 設備資金 10年以内(据置期間6か月以内を含む。)
融資利率	[固定金利] 1.9%以内～2.5%以内 [変動金利] 短プラ+0.7%以内
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。
信用保証料補助	保証料の2分の1

お問合せ

東京都産業労働局金融部金融課

☎03(5320)4877

◆経営支援融資 区市町村認定書必要型(略称：経営セーフ)

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

ご利用いただける方 (①～③の全てを満たす方になります。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた方
融資限度額	2億8千万円
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内(据置期間2年以内を含む。)
融資利率	1.5%以内～2.2%以内(貸付期間による。)
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。
信用保証料補助	小規模企業者に対して、保証料の2分の1 *小規模企業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下
その他	区市町村長の認定が必要

お問合せ

東京都産業労働局金融部金融課

☎03(5320)4877

◆セーフティネット貸付(日本政策金融公庫)

取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定を図るため、政策金融機関が融資する制度です。

	日本政策金融公庫	
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)
融資限度額	別枠3,000万円(直接貸付+代理貸付)	別枠1億5,000万円(直接貸付+代理貸付)
融資期間	8年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	ご返済期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	運転資金	

お問合せ

日本政策金融公庫 国民生活事業
中小企業事業

(行こうよ!公庫)

☎0120-154-505

◆信用保証制度(経営安定関連保証制度)

経営安定関連保証制度とは、突発的な自然災害や、国が指定する業況の悪化している業種を営み、売上が減少すること等により資金繰りの悪化している中小企業者(区市町村の認定が必要)に対し、その経営の安定を図るため、金融機関が融資する場合に信用保証協会が保証する制度です。なお、通常の一般保証とは別の信用保険となります。

保証限度額	区分	一般保証	経営安定関連保証
	普通保険	2億円(組合4億円)	2億円※(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円	
特別小口保険	2,000万円	2,000万円	

※取引金融機関破綻に関する認定(6号認定)の場合は3億円

お問合せ

東京信用保証協会 保証統括課(又は各支店保証課)

☎03(3272)3081

窓口案内

経営相談

事業承継・再生支援

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課	〒101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9	☎03(3251)7885
---------------------------	-----------------------------	---------------

倒産防止(経営安定)特別相談

東京商工会議所 経営安定特別相談室	〒100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビルディング	☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室	〒196-0033 昭島市東町 3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA	☎042(500)3885

経営セーフティ共済 (「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室	〒105-8453 港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル内	☎050(5541)7171
----------------------------	---	----------------

融資制度

小規模企業向け融資 小口

経営支援融資 区市町村認定書必要型 (略称：経営セーフ)

東京都 産業労働局 金融部 金融課	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	☎03(5320)4877
-------------------	---	---------------

セーフティネット貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業	各種融資制度に関するお問合せは、 右記の事業資金相談ダイヤルまたは 最寄りの支店にご連絡ください。	(行こうよ!公庫) ☎0120-154-505
------------------------------	---	----------------------------

信用保証制度 (経営安定関連保証制度)

東京信用保証協会 保証統括課	〒104-8470 中央区八重洲 2-6-17	☎03(3272)3081
----------------	----------------------------	---------------